

新しい住居表示
～わかりやすく住みよい町へ～

宇部市

住居表示のお問い合わせは・・・

宇部市役所 都市政策部 都市計画課

電話 ０８３６（３４）８４６５

新しい住居表示とは

新しい住居表示は、「住居表示に関する法律」に基づき、住所の表示を変えることで、町を誰にでもわかりやすいものとし、わたしたちの日常を便利にするものです。

住居表示が実施されると、住所の表示は、それまでの「大字＋地番」で表す方法から、「新町名＋街区番号＋住居番号」を使って表す方法に変わります。

宇部市では、昭和39年から年次的に市街地において新しい住居表示を実施しています。

なぜ、新しい住居表示が必要なのか？

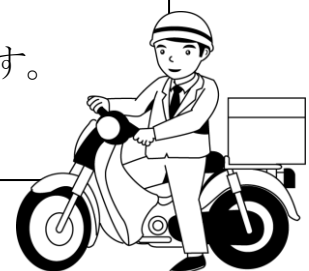
わたしたちの日常生活の中で、住所を表す場合、「大字＋地番」という方法で「宇部市大字小串1000番地100」と表したり、「通称名」で「宇部市小串北蛭子」と表したりしています。

しかし、「大字＋地番」という表記は、もともと土地の所在を表していたものであり、土地の分筆や合筆によって、地番が順序よく並ばない状態になっていたり、「通称名」による表し方も、町の区域がわかりにくく、個々の住居の場所が探しにくいといった問題が生じています。

こうした混乱を解消するために、新しい住居表示の制度が生まれました。

新しい住居表示を実施すると・・・

- ・初めての訪問者が家などを探する場合、目的地を見つけやすくなります。
- ・緊急時に、救急車・パトカー・消防車等がより早く現場へ急行できます。
- ・郵便物や商品等の配達先がわかりやすくなります。



新しい住居表示の方法

◎ まず、町をわかりやすく区画します。〈図 1〉

町の境界は、道路や河川等の恒久的な施設等で、わかりやすく区画します。（例：西桃山一丁目）

◎ 次に、街区番号を定めます。〈図 1〉

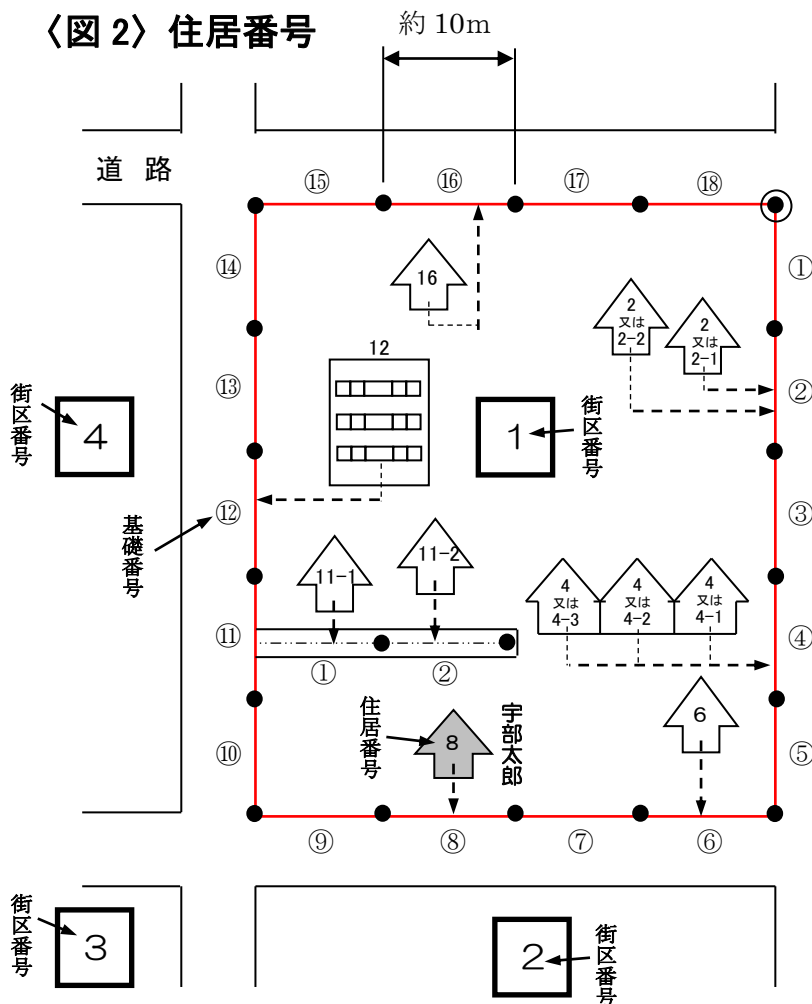
町の中をさらに道路などで区切ります。この区画を「街区」と呼び、時計回りに①、②、③の順に「街区番号」を付けます。

◎ 最後に、住居番号を定めます 〈図 2〉

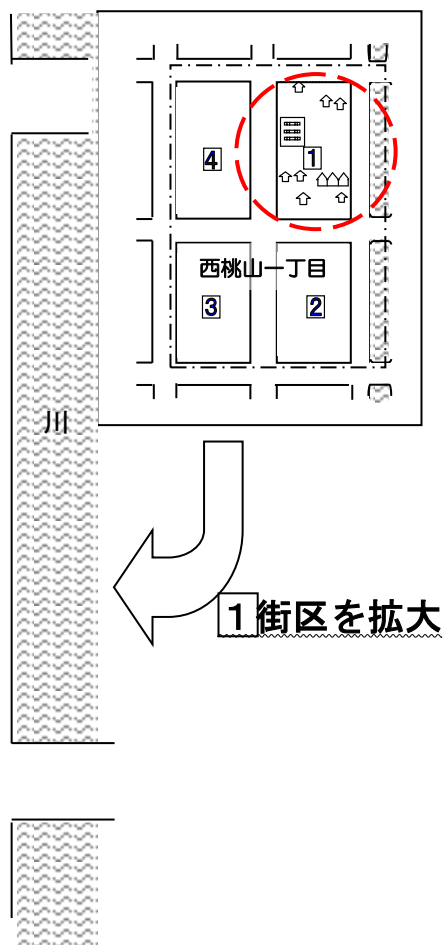
街区の右上を起点に、街区の周囲を約 10 m 間隔に区切り、時計回りに①、②、③の順に「基礎番号」を付けます。

「住居番号」は、建物からの出入口のある「基礎番号」によって決まります。（例：宇部太郎さんの住所「宇部市西桃山一丁目 1 番 8 号」）

〈図 2〉 住居番号



〈図 1〉 町の境界と街区 ①～④



＜お願い＞

建物の出入口、事業所の名称等を確認するため、係員が皆さまのお宅へお伺いすることがあります。調査へのご協力をお願いいたします。

住所の表し方

〈例〉

現在の住所の表し方	宇部市 <u>大字小串</u> <u>1000 番地 100</u> (大字) (地番)
↓	
新しい住所の表し方	宇部市 <u>西桃山一丁目</u> <u>1 番</u> <u>8 号</u> (新しい町名) (街区番号) (住居番号)

※新しい住居表示は、地区や自治会を再編するものではありませんので、
住居表示が実施されても、地区や自治会の区域は変わりません。
各種行事やコミュニティ活動も今までどおりです。

本籍、不動産の所在の表し方

本籍地や不動産登記簿に記載されている不動産の所在（土地の地番や建物の家屋番号）は、「新しい町名」と「地番」を組み合わせた表示に変わります。「地番」は変わりません。

〈例〉

区 分	住居表示実施前	住居表示実施後
本籍	宇部市 <u>大字小串</u> 1000 番地 100	宇部市 <u>西桃山一丁目</u> 1000 番地 100
不動産 (土地)	宇部市 <u>大字小串</u> 1000 番 100	宇部市 <u>西桃山一丁目</u> 1000 番 100

※ 住居表示実施区域内に本籍がある場合は、住居表示実施後に、市役所市民課から筆頭者宛に「本籍の表示の変更について（お知らせ）」を送付いたします。

※ これまで住所と本籍の表示が同じだった方は、住居表示実施後は異なる表示となりますが、本人の希望により、「街区番号」までを住所に合わせることができます。転籍届（無料）が別途必要ですので、詳しくは、市役所市民課、各市民センターにお問い合わせください。

住居表示実施に伴う手続き

◎ 手続きが必要ないもの

住居表示を実施することにより、住所や本籍、土地・建物の表し方が変わりますが、次のものについては、自動的に書き換えられますので、住所変更手続きは必要ありません。

○ 手続きをしなくても、関係機関で自動的に書き換えられるもの

市役所関係	住民基本台帳(住民票)、戸籍簿(戸籍謄抄本)、印鑑登録原票(印鑑証明)、市税台帳、上下水道使用者の住所変更
市役所以外の 公共関係	山口地方法務局(ただし、不動産登記簿の表題部の所在欄のみ)、山口県(県税台帳関係)、NHK、NTT、中国電力

○ 手続きが必要ないもの

郵便局 (郵便物関係)	住居表示実施後約1年間は、旧住所が書かれた郵便物でも配達されます。なお、知人や取引先などに新しい住所をお知らせするための無料はがき(郵送料も無料)を、一世帯に50枚ずつ配布いたしますので、ご利用ください。
パスポート	手続きは不要です。所持人記入欄の住所に二重線を引いて、住居表示実施後の新しい住所にご自身で訂正してください。
国民年金第1号 被保険者の方 (未受給の方)	手続きは不要です。ただし、第2・3号被保険者は勤務先等(配偶者の勤務先等)に届出が必要です。
国民健康保険資格 確認書・資格情報のお 知らせ 介護保険被保険者証 障害者医療費受給者 証	住居表示実施以降に発行するものについては、新しい住所が記載されますので、手続きは不要です。 現在お持ちの保険証や受給者証を訂正する必要がある場合は、市役所担当課で書き替えることもできます。保険証または受給者証をご持参ください。
乳幼児・子ども・ひと り親家庭医療費受給 者証 児童扶養手当証書	住居表示実施以降に発行するものについては、新しい住所が記載されますので、手続きは不要です。 現在お持ちの受給者証や証書を訂正する必要がある場合は、こども政策課で書き替えることもできます。 手続きに来られる方の身分証(マイナンバーカード等)をお持ちのうえ、窓口までお越しください。 また、オンライン申請でもお手続きが可能です。

後期高齢者医療制度 被保険者の方	手続きは不要です。住居表示実施後の新しい住所が記載してある資格確認書または資格情報のお知らせを郵送しますので、差し替えてください。
高齢者バス優待乗車証 障害者バス優待乗車証	手続きは不要です。

◎ 手続きが必要となる主なもの

以下については、住居表示実施日以降に、**皆さまご自身**による変更手続きが必要です。このほかにも、勤務先への届出、契約、登録、許可、認可等で、法令により住居表示変更の届出を要するものは、すみやかに所定の手続きをお願いします。

事 項	届出先	必要なもの
土地・建物などの不動産の所有者の住所変更	山口地方法務局 宇部支局 Tel21-7211	○登記申請書 ※申請書作成にあたっては、登記事項証明書、登記済証（権利証）等で不動産の表示を確認する必要があります。 ○住居表示変更証明書 ○印鑑（個人の場合は認印、法人の場合は代表者印） ※代理人の場合は委任状が必要
自動車運転免許証の住所及び本籍の変更	宇部警察署 Tel22-0110 山口県総合交通センター Tel083-973-2900	○運転免許証 ○住居表示変更証明書 ○本籍の表示に変更のあった場合は本籍変更証明書も必要です。
自動車の所有者及び使用者の住所変更	普通自動車の場合 中国運輸局山口運輸支局 Tel050-5540-2073（サービスコード 037） 軽自動車の場合 軽自動車検査協会山口事務所 Tel050-3816-3085	○自動車検査証 ○住居表示変更証明書（個人） ○登記事項証明書（法人：変更登記が記載してあるもの） ○印鑑（法人の場合は代表者印） ※申請書代 100 円程度必要です。
マイナンバーカードの住所変更	宇部市役所市民課 Tel34-8264 各市民センター （東岐波、西岐波、厚南、原、厚東、二俣瀬、小野、楠）※要電話予約	○マイナンバーカード

事 項	届出先	必要なもの
特別永住者証明書、 在留カード、特定在 留カード、特定特別 永住者証明書の住所 変更	宇部市役所市民課 Tel34-8238	○特別永住者証明書、在留カー ド、特定在留カード、特定特 別永住者証明書
障害者手帳(身体・療 育・精神)をお持ちの 方	宇部市役所障害福祉課 Tel34-8314	○お持ちの手帳
国民年金第2号・ 第3号被保険者の方	各勤務先又は 各共済組合	左記までお問い合わせください。
国民年金・厚生年金 を受給されている方	宇部年金事務所 Tel33-7111	手続きは原則不要ですが、住民票以 外の場所へ通知書等の送付を設定 されている方は、年金事務所へ届出 が必要となる場合があります。 左記までお問い合わせください。
共済年金を受給され ている方	各共済組合	左記までお問い合わせください。
貯金通帳・株式・生 命保険・郵便貯金・ 簡易保険等の名義人 の住所変更	各銀行・証券会社・保険会 社・郵便局など	○住居表示変更証明書 ○印鑑(届出済のもの) ○預貯金通帳・保険証書など(届 出先会社によって異なります。)
会社等の所在地及び 役員等の住所変更 ※本店(主たる事務 所)は実施日から 2週間以内 ※支店(従たる事務 所)は3週間以内	山口地方法務局山口本局 Tel083-922-2295 ※宇部支局で事務手続き は取り扱っていません。	○住居表示変更証明書 ○登記申請書 ○印鑑(届出済のもの) ※代理人の場合は委任状が必要
携帯電話等	各移動体通信会社	各会社所定の方法
各種免許、許可証等 をお持ちの方	各種免許、許可証等を交付 している各関係機関	手続き方法等は各種手続きによ って異なりますので、関係機関 にお問い合わせください。

住居表示実施後に新築・改築したときは

住居表示実施後に、建物を新築したり、改築したことによって出入口の位置を変えられた場合は、住居番号の付番手続きや変更手続きが必要となります。詳しくは、市役所市民課へお問い合わせください。

「住居表示に関する証明書」の請求について

「住居表示に関する証明書」は、住居表示の実施に伴い、住所や本籍、施設の所在地が変更されたことを証明するものです。住居表示実施日に、その区域に住民票のある方、または本籍がある方は住居表示実施日以降に、請求により発行しています。必要な枚数を、各自ご請求ください。

◎ 証明項目

- ・住居表示実施日に該当住所に住民票や本籍があった方の氏名、又は存在していた施設の名称
- ・住居表示実施前及び実施後の住所・本籍・施設の所在地
- ・住居表示の実施日

◎ 請求方法

本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）、委任状（請求できる方以外が請求する場合）等を持参のうえ、下記受付窓口で申請してください。申請の際には、住居表示実施前の住所または実施後の住所を申請書に記入していただきます。

◎ 請求できる方

証明書の種類	請求できる方
① 住所に関する証明	○請求者本人 ○請求者と同一世帯の方
② 本籍に関する証明	○請求者本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫など直系親族 ○請求者と現在同じ戸籍に記載されている兄弟姉妹 ○養子縁組している方は養父母または養子
③ 施設の所在地に関する証明	○該当施設の管理者 ○事業所等の長
④ ①～③について、住所、本籍、又は施設の所在地のみ記載の証明	○どなたでも

◎ 受付窓口一覧

受付窓口	開庁時間
市役所市民課窓口係 Tel 34-8238	平日：午前 9 時～午後 4 時 30 分 毎週木曜日：午前 9 時～午後 7 時 ※ただし、祝日を除く。
各市民センター	平日：午前 9 時～午後 4 時 30 分 ※ただし、祝日を除く。

◎ 手数料

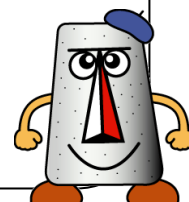
- ・住所に関する証明 無料
- ・本籍に関する証明 無料
- ・施設の所在地に関する証明 無料
- ・住所、本籍、又は施設の所在地のみ記載の証明 200 円／枚

◎開庁時間内に窓口に来ることができない場合

郵送により請求ができます。

必要なもの	①交付請求書（必要事項を記入）※1 ②本人確認書類のコピー ③返信用封筒（切手を添付し、宛先を記入したもの） ④手数料（200 円／枚）※2 ※1 実施前の住所（本籍）、実施後の住所（本籍）、証明が必要な方の氏名、必要部数を記入ください。 ※2 住所、本籍、又は施設の所在地のみ記載の証明を請求の場合、必要です。定額小為替又はキャッシュレス決済でのお支払いをお願いします。
送付先	〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号 宇部市役所 市民課 管理係 宛
備考	請求できる方以外が請求する場合、委任状が必要になります。

MEMO



みなさんにお配りするもの

①通知書

世帯主宛に、住所がどのように変わるかをお知らせするものです。

②住居表示変更通知用 無料はがき（５０枚）

新しい住所を知人や取引先などへ連絡する際にご利用ください。

追加が必要な場合は、市役所都市計画課にご相談ください。

③「町名表示板」「住居番号表示板」

各住居の玄関や門柱など見えやすい所に取り付けてください。

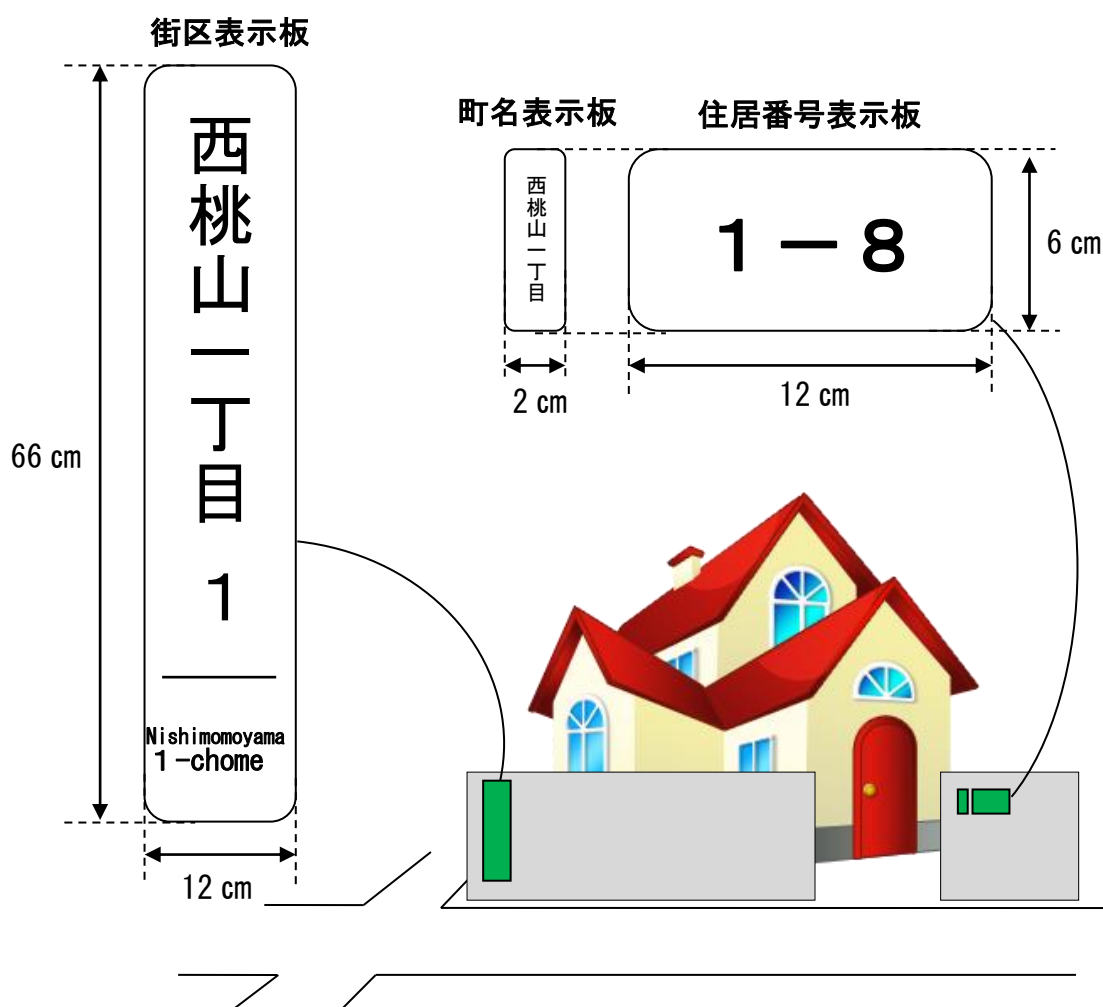
表示板の取付

・「町名表示板」「住居番号表示板」

各家庭において、玄関や門などに取り付けをお願いします。

・「街区表示板」

係員が、街区の角などに取り付けます。



よくある質問について

Q. 郵便番号はどうなりますか。

A. 住居表示実施に合わせて、新たな郵便番号が新しい町ごとに付きます。

Q. 住居表示は人が住んでいる所だけに行うのですか。

A. 住居表示は、人が住んでいる所だけではなく、会社、事務所、事業所、官公庁や貨物の集配先となる倉庫などの住所に対して行います。

Q. 新しい「住居番号」と土地の「地番」は違うのですか。

A. 住居表示に使用する「住居番号」と土地の「地番」はまったく別のものです。「地番」とは、不動産登記法により定められた土地の番号のことです。「住居番号」は、一定の基準により建物ごとに付けられます。

田や駐車場などの建物がない土地には、「地番」はあっても「住居番号」はありません。

Q. 不動産を所有していますが、住所変更手続きが必要ですか。

A. 不動産登記簿の表題部の所在欄は自動的に変更されますが、所有者の住所については変更手続きが必要です。登記申請書を作成し、住居表示変更証明書を添付してください。手続きには一定期間かかります。

なお、売買・贈与等による所有権等の異動が発生しなければ、急いで手続きしなくても支障はありません。

Q. 住所変更手続きにかかる手数料等はどうなりますか。

A. 市で発行する住居表示に関する証明書を添付すると、登録免許税、各種申請手数料等は免除されます。ただし、司法書士等代行業者へ手続きを依頼された場合は報酬等が発生しますので、ご注意ください。

Q. 住所変更によって発生した費用の補助はありますか。

A. 補助金等の制度はございません。印刷費用、印判作成費用などは自費となります。

ご注意ください！

住居表示実施前に、住所が記載されたもの（名刺・封筒・パンフレットなど）を作成される場合は、作成する量を調整するなど、ご配慮ください。

